

令和4年度

札幌市立平岡南小学校

いじめ防止基本方針

『全職員一丸となって、いじめ撲滅へ全力を尽くします』

いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめは「どの学校、学級でも起こりうるもの」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、いじめのない学校づくりに全力で取り組んでいかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止のための組織＝「いじめ防止対策委員会」の設置

構成員 校長・教頭・(◎)教務主任・特別支援コーディネーター
・保健主事・養護教諭・学年主任・スクールカウンセラー

役割 ①学校いじめ防止基本方針の策定
②いじめの相談・通報の窓口としての対応
③いじめ・問題行動に関する情報の収集と記録
④年間計画の企画と実施、検証と修正
⑤緊急対応、保護者との連携等の対応

年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

学期	月	場	内容	対象
1 学期	4 月	職員会議	年間指導計画の確認	教職員
	5 月	学校教育説明会・懇談	「いじめ」に関わる学校の姿勢の説明 学校経営方針【どの子ども幸せな学校】	保護者
	6 月	各学級	学校独自の「いじめ」調査・対応	児童・保護者
2 学期	8 月	研修会	人権に関する研修 児童理解研修	教職員
	9 月	各学級	命の大切さを見つめ直す月間	児童・保護者・教職員
	11 月	各学級	「いじめ」調査・対応	児童・保護者
3 学期	1 月	研修会	人権に関する研修	教職員
	2 月	学校教育報告会・懇談	1 年間の「いじめ」に関する報告	保護者

いじめの未然防止

(1) 教職員による指導について

① いじめについての共通理解

いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

② 学習活動等の充実

- 楽しくわかる授業を実現するために、創意工夫を行い、授業改善を図る。
- 教師も子どもと「共に学ぶ」立場に立つ（子どもに教師の姿勢を見せる）
授業の実践主体的に取り組むことができる「課題」づくり。
- 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり。
- 自分の考えを述べ合うことを通して、自由に発言できる喜びや、友達と共に学ぶ楽しさを味わわせる授業の実践に努める。
- いろいろな見方や考えがあることを指導する。

③ 学級経営力を高める

- 達成の程度が確認できる学級経営案の作成と検証の確保。
- ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級
- 教職員が児童と信頼関係を築きながら、児童の声を聞き、気持ちを理解していく。

(2) 児童に培う力とその方策

① 培う力

- 相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- 「権利・人権」についての正しい知識と意識
- 助けを求めたり、相談したりできる力
- 周囲の状況を自分のこととして考え対応する力

- ストレスを適切に対処する力
- 自己有用感、自己肯定感
- 児童がいじめのない学校づくりに積極的に取り組む力

②方策

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくり
- 一人一人が活躍できる集団づくり
- 他者の役に立っていると感じることでできる機会の設定
- 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- 児童会によるいじめ防止
 - ・児童主体の活動の実施
 - ・書記局と各委員会と連携して、いじめ撲滅月間を推進する
- 社会参画活動の推進

いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。

(2) 早期発見のための措置

- ①休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行う。
- ②定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を行う。
- ③カウンセラーや巡回相談員の利用について広く周知し、相談できる体制を整備する。
- ④家庭・児童会館・地域と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

(3) いつもと違う子どものサイン

- 理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退
- 特定の児童生徒への冷やかし・からかい
- 学習意欲の低下（成績の低下）
- 持ち物の破損や落書き
- 家庭からの金品の持ち出し
- 打撲やすり傷、服装の乱れ
- 食欲の低下、体の不調
- 表情や情緒、言葉づかい等の変化
- 休み時間や放課後などの一人での行動
- 保健室や職員室への頻回訪問。
- 教職員の不在を確かめるような行動
- グループに教職員が近づくと分散する行動

(4) ネットいじめへの対応

- 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者へも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。
- ネット上の不適切な書き込みについては、プロバイダー、法務局、警察等適宜、通報、援助を求める。

組織対応

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの情報の把握

- ・全職員で子どもへの関わり、看護、登下校観察等の情報を共有
- ・過小評価せず、報連相
- ・アンケートや教育相談の計画的な推進

正確な事実確認

- ・いじめ行為はその場で指導。
- ・子ども、保護者、地域等からのいじめの相談を受けた場合は、真摯に傾聴
- ・周囲の児童を含め関係児童から速やかに聞き取り。
- ・主任から管理職に必ず報告。

チームづくり 指導方針の決定

- ・いじめ対策委員会の招集、役割分担。
- ・指導・支援の方針を決定。
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解。
- ・教育委員会、関係機関との連携。

児童への指導・支援

- ・被害の子どもに寄り添い、心のケア。
- ・加害の子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめに向かわせない力を育む。
- ・観衆・傍観者となっている子には、いじめを止めたり教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

再発防止

- ・指導、支援体制に修正を加える。
- ・被害の子どもと保護者の了承を得て、再発防止のための学級指導を行う。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係づくりを進める

保護者との連携

- ・保護者と会って、事実関係をその日のうちに伝える。
- ・いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。

被害者への対応及びその保護者への支援

- ①被害者側の立場に立ち、事実関係の聴取。
- ②安全確保。プライバシー・個人情報の取扱に注意。
- ③可能な限り迅速に事実関係を保護者へ伝える。
- ④寄り添える体制の構築。外部専門家の協

加害者への対応及びその保護者への支援

- ①教育的配慮下、毅然とした態度で指導する。
- ②事実関係・いじめの背景の理解
- ③安全確保。プライバシー・個人情報の取扱に注意。
- ④可能な限り迅速に事実関係を保護者へ伝

集団へのはたらきかけ

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。